

愛知県人権尊重の社会づくり条例第 10 条の規定に定める本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する表現活動の概要の公表

愛 知 県

愛知県人権尊重の社会づくり条例（以下「条例」という。）第 16 条の規定により設置する愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の意見を踏まえ、以下のとおり条例第 10 条の規定に基づき表現活動の概要を公表する。

## 1 表現活動の概要

- (1) 表現活動の行われた年月日

2025 年 1 月 12 日（日）

- (2) 表現活動の行われた場所

名古屋市中区内

- (3) 表現行為の内容

中国に関係する行事が開催された会場付近において、中国人を誹謗中傷する内容のプラカードが掲げられたのと同じの街宣活動内で「祖国で生きろ」というプラカードが掲示されたこと

- (4) 表現活動の説明

今回の「祖国で生きろ」という内容の表現活動は、主語の明示はなかったものの、中国に関係する行事が開催された会場付近における街宣活動で行われたものであり、同一の街宣活動内において、「〇〇〇は凶暴」や「〇〇〇を信じるな」という中国人を誹謗中傷する内容のプラカードが掲げられていたことも踏まえると、特定の民族に向けられたものであると強く推認され、地域社会から排除することを煽動することに当たることから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動と認められるものである。

なお、法務省人権擁護局が示している「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その 2）においても、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する言動の典型的な例として、同じ趣旨の表現が挙げられている。

## 2 県の対応

- (1) 条例第 16 条の規定により設置する審議会に諮ったところ、上記 1 の表現活動は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたと認められるとする審議会の意見を聴取した。
- (2) この審議会の意見を踏まえ、県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたものと認め、条例第 10 条の規定に基づき、本件の公表を行う。

### ＜県民及び事業者の皆様へ＞

本邦外出身者に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等、条例前文に例示した属性や状態等を理由として、差別意識を助長し、または誘発する目的で行われる言動は決してあってはならないものです。

一般的抽象的には問題とならない表現活動であったとしても、前後の文脈によっては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動になることもあります。

今回、公表した表現活動を参考に、このような言動が行われることがないよう、御理解・御協力をお願いします。